

令和元年12月20日

保護者の皆様へ

幼保連携型認定こども園
祝昌第二保育園長
過外 章道

平成30年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

平成30年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

1号認定

支給月	4歳以上	3歳	満3歳
4月	220,690	236,620	236,620
5月	220,690	236,620	236,620
6月	219,720	235,650	283,810
7月	219,720	235,650	283,810
8月	219,720	235,650	283,810
9月	219,720	235,650	283,810
10月	219,720	235,650	283,810
11月	219,720	235,650	283,810
12月	219,720	235,650	283,810
1月	218,880	234,810	282,970
2月	218,150	234,080	282,240
3月	227,100	243,030	291,190

(給付対象期間 平成30年4月～平成31年3月)

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

2・3号認定

標準時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	64,060	79,560	130,240	209,160
5月	64,060	79,560	130,240	209,160
6月	64,110	79,610	130,290	209,210
7月	64,110	79,610	130,290	209,210
8月	64,060	79,560	130,240	209,160
9月	64,030	79,530	130,210	209,130
10月	63,990	79,490	130,170	209,090
11月	63,990	79,490	130,170	209,090
12月	63,990	79,490	130,170	209,090
1月	63,990	79,490	130,170	209,090
2月	63,990	79,490	130,170	209,090
3月	81,060	96,560	147,240	226,160

2・3号認定

短時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	56,470	71,970	122,650	201,570
5月	56,470	71,970	122,650	201,570
6月	56,520	72,020	122,700	201,620
7月	56,520	72,020	122,700	201,620
8月	56,470	71,970	122,650	201,570
9月	56,440	71,940	122,620	201,540
10月	56,400	71,900	122,580	201,500
11月	56,400	71,900	122,580	201,500
12月	56,400	71,900	122,580	201,500
1月	56,400	71,900	122,580	201,500
2月	56,400	71,900	122,580	201,500
3月	73,470	88,970	139,650	218,570

(給付対象期間 平成30年4月～平成31年3月)